

質問書に対する回答

件名) 第三京浜道路 川崎高架橋橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 6 作業日及び作業期間に関する事項について	特記仕様書6-1一般道の交通規制、6-3高速道路等の交通規制可能時間の交通規制可能時間帯は、それぞれ21:00～翌5:00の8時間と示されていますが、土木工事積算基準によるテーパの設置撤去、ラバーコーンの設置撤去時間等準備・後片付け時間を考慮すると、規制内の作業時間は7時間と考えてよろしいでしょうか。ご教授ください。	積算の内容に関する質問にはお答えできません。 作業時間帯については、特記仕様書6-1 一般道の交通規制、6-3 高速道路等の交通規制可能時間、17-6 交通規制工および17-7 交通保安要員に示す作業時間を踏まえ貴社の施工計画に基づきお考えください。